

# 令和5年度 固定資産税(償却資産)

## 申告の手引き

償却資産の申告につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税はすでにご承知のとおり、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条（償却資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。

申告に当たっては、この手引きを参照されまして、償却資産申告書等を作成のうえ、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

### 申告書の提出先及び問い合わせ先

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 企画財政部 資産税課 家屋係

電話 0848(38)9164 FAX 0848(37)2740

- ※ この「申告の手引き」や申告書各種様式は、尾道市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご利用ください。
- ※ 申告書を郵送で提出する際にご利用いただけるよう、裏表紙に宛名ラベルを印刷しています。切り取ってご利用ください。

**提出期限 令和5年1月31日(火)**

事務処理の都合上、早めに提出していただきますようご協力願います。

尾 道 市

# 1 償却資産の申告について（申告あんない）

## (1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、本市に土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産を所有している個人又は法人。

なお、次の方々や次の場合も申告が必要となります。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ③ 償却資産の所有者がわからない場合は、償却資産を実際に使用されている方
- ④ 償却資産を共有されている方  
※各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくこととなります。
- ⑤ 所有していた該当資産が前年中に全て無くなった場合（減少資産）
- ⑥ 廃業、解散、休業、移転等の場合（申告書備考欄にその旨を記入し提出してください。）

## (2) 申告の方法（提出書類の記入方法は P.3～P.8 をご覧ください。）

### ●前年度に申告された方

項目	説明
内容	令和4年1月2日から令和5年1月1日までに増加及び減少した償却資産 令和4年1月1日以前に取得した償却資産で、申告漏れ等のあった償却資産
提出書類	①償却資産申告書（第26号様式） ②種類別明細書＜増加資産用・全資産用＞（第26号様式別表1） ③種類別明細書＜減少資産用＞（第26号様式別表2）
備考	※ <u>現在所有の償却資産の申告内容に誤りがあり、修正される場合は、同封の「償却資産一覧表」に見え消し修正して提出してください。</u> (また、減少資産の提出についても、同表に見え消しでの提出可。) ※資産の増加・減少もしくは修正が全く無い場合は、①償却資産申告書「備考欄」の「2. 資産異動なし」に○をして提出してください。この場合、②、③は提出不要です。

### ●今回初めて申告される方（新規に事業を開始された方など）

項目	説明
内容	令和5年1月1日現在、尾道市内に所有している全ての償却資産
提出書類	①償却資産申告書（第26号様式） ②種類別明細書＜増加資産用・全資産用＞（第26号様式別表1）
備考	※資産の所有が無い場合は、①償却資産申告書「備考欄」の「3. 該当資産なし」に○をして提出してください。この場合、②は提出不要です。

### ●企業の電算処理様式により申告される方

項目	説明
内容	令和5年1月1日現在、尾道市内に所有している全ての償却資産
提出書類	①償却資産申告書（第26号様式） ②種類別明細書＜増加資産用・全資産用＞（第26号様式別表1） ③種類別明細書＜減少資産用＞（第26号様式別表2）
備考	※総務省令で定める様式による申告書で提出してください。 ※ <u>用紙のサイズはA4にしてください。</u> ※「全資産」及び「増加及び減少資産」の明細を添付してください。 ※全資産について賦課期日現在の評価額と課税標準額を記載してください。 ※自社作成の申告書で申告される場合は、お手数ですが、 <u>自社作成の申告書に記名し、本市送付の申告書又は案内ハガキを添付して提出してください。</u>

## (3) 申告書等の提出先及び提出期限

提出期限：令和5年1月31日（火）まで

提出先：〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市企画財政部資産税課 家屋係

## (4) 申告書等の提出方法

- ① 書類で提出される場合  
「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を提出していただく方法です。  
申告書、明細書は2部ありますので、「申告用」を提出し、「控用」は大切に保管してください。  
※ 申告書を郵送される方で、「控用」に受付印が必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、提出していただきますようお願いいたします。
- ② 電子申告される場合  
地方税ポータルシステム（eLTAx）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。申告されたデータは、ポータルセンターを通じて尾道市（資産税課）に配信されます。  
※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえでeLTAxのホームページに利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。

## (5) 実地調査協力をお願い

地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査の実施）、第354条の2（国税資料の閲覧）に基づいて、実地調査を行っておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。

●調査時期…6月～10月

●調査内容…固定資産台帳、減価償却明細書等と償却資産課税台帳に登載してある資産の照合

●調査場所…市内事業所、市外事業所（税務経理先）

# 1. 償却資産申告書 記入方法

※ 2枚のうち1枚を提出、1枚を控え（下書き）等にご利用ください。

③ 個人番号又は法人番号  
下記「※第26号様式記載要領」を参考に記載してください。

⑤ 事業開始年月

⑥ 応答者（必ず記載してください。）

④ 事業種目  
業種は、具体的によくわかるように記載してください。  
(法人にあつては資本金等の額を記載してください。)

⑦ 税理士等の氏名  
経理を委託されている税理士等があれば  
氏名及び電話番号を記載してください。

① 住所  
住所及び電話番号を記載し、  
ふりがなを付してください。  
納税通知書送付先と異なる場合は、  
納税通知書送付先も記載してください。  
個人事業者の方は、店舗の住所ではなく、  
事業者本人の住所を必ず記載してください。

② 氏名  
氏名を記載し、ふりがなを付してく  
ださい(屋号があれば記載してくだ  
さい)。  
法人の場合は、名称及び代表者の職、  
氏名を記載してください。

○ 取得価額  
(イ)の欄には、  
前年前に取得された資産の取得価額  
の合計額を記載してください。  
(前年度申告書の(二)欄の額)  
※前年までに申告いただいている資産の合計  
があらかじめ印字されています。  
(ロ)の欄には、  
前年中に減少した資産の取得価額を  
記載してください。  
※実際に処分した資産の価額であり、償却額で  
はありません。  
(ハ)の欄には、  
前年中に取得した資産の合計額及び  
前年前までに取得した資産で申告漏れ  
がある場合は加算して記載してください。  
(ニ)の欄には、  
(イ) - (ロ) + (ハ)によって算出した  
合計額を記載してください。  
※すでに申告している資産の取得価額の修正は、  
「(イ)前年前に取得したもの」の額を朱書きで増減  
後の額に訂正し、資産や修正後金額については、「P7  
～P8 4.」のように申告してください。

令和5年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 令和 年 月 日 尾道市長

住所 (ふりがな) 〒722-8501 おのみちしくぼ1ちょうめ15ばん1ごう 尾道市久保一丁目15番1号 (電話 0848 - 38 - 9111)

所有者 (ふりがな) おのみち〇〇こうぎょう 尾道〇〇工業(株) 代表取締役 尾道 太郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額) 製造業 (〇〇製造) (10 百万円)

5 事業開始年月 平成 3 年 10 月

6 この申告に応答する者の係及び氏名 経理課 尾道 一郎 (電話 0848 - 38 - 9111)

7 税理士等の氏名 尾道 二郎 (電話 0848 - 38 - 9164)

8 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)

9 増加償却の届出 有・無 (無)

10 非課税該当資産 有・無 (無)

11 課税標準の特例 有・無 (無)

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

13 税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法

14 青色申告 (有) 無

15 尾道市内における事業所等資産の所在地  
① 久保一丁目15番1号  
② 東御所町10番1号  
③

16 借用資産 (有) 無 貸主の名称等 尾道市〇〇町〇〇番〇〇号 尾道リース(株)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 1. 資産異動あり 2. 資産異動なし 3. 該当資産なし 4. 廃業、解散、移転等(年月日) 決算期 ●月

資産の種類	取得価額				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (=)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)		
1 構築物	2 000 000			2 000 000	
2 機械及び装置	20 000 000	7 500 000	28 000 000	40 500 000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	5 250 000		900 000	6 150 000	
6 工具、器具及び備品	8 000 000	1 700 000	2 005 000	8 305 000	
7 合計	35 250 000	9 200 000	30 905 000	56 955 000	

資産の種類 評価額 (ホ) ※決定価格 (ヘ) ※課税標準額 (ハ)

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品

7 合計

(ホ)、(ヘ)、(ト) 欄  
○一般の申告の場合は、記載する必要はありません。  
※ただし、電算処理により「全資産申告」を行う場合は、  
評価額、決定価格、課税標準額の欄に記載してくだ  
さい。

※第26号様式記載要領  
「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。  
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

⑧～⑭  
該当する方を○で囲んでください。  
短縮耐用年数の承認を受けた方、増加償却の届出をされた方は、その写しを添付してください。

⑮ 資産の所在地  
尾道市内における資産の所在地を記載してください。  
また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれ記載し、主たる事業所を○で囲んでください。

⑯ 借用資産  
該当する方を○で囲んでください。  
有の場合は、貸主の名称等を記載してください。（リース元等）

⑰ 事業所用家屋の所有区分  
該当する方を○で囲んでください。

⑱ 備考  
該当するものを○で囲んでください。

1 資産異動あり	資産に増減や修正があった場合
2 資産異動なし	資産に増減や修正がない場合
3 該当資産なし	償却資産をお持ちでない場合
4 廃業、解散、休業、移転等	事業を行わなくなった場合 (その年月日)

その他次のような事項を記載してください。  
(1) 決算月  
(2) 添付書類の名称  
(3) 納税管理人を設定される場合には、その方の住所氏名  
(4) 課税標準の特例がある場合には、その内容  
(5) 共有で資産をお持ちの場合は、共有者全員の氏名・住所・持分割合  
(6) その他の必要事項

## 2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）《緑色》 記入方法

「増加資産」…増えた資産のみ記載  
 「全資産」…所有の資産をすべて記載  
 どちらかを○で囲んでください。

⑤ 取得年月  
 取得した年月を記載してください。  
 年号については、  
 「M. 明治、T. 大正、S. 昭和、H. 平成、R. 令和」とし、  
 それぞれの年号に対応するアルファベットを記載してください。

申告書の右肩にある所有者  
 コードを記載してください。

申告の年度を記載してください。

令和 5 年度

### 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名及び枚数を記載してください。

注意 ※の欄は記入しないでください。

注意 ① 資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数は必ず記入してください。  
 ② 「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他  
 のいずれかに○印を付けてください。

- ① 資産の種類  
 資産に対応する数字を  
 記載してください。
- 1 構築物
  - 2 機械及び装置
  - 3 船舶
  - 4 航空機
  - 5 車両及び運搬具
  - 6 工具・器具及び備品

② 資産コード  
 記載する必要はありません。

③ 償却資産の名称等  
 資産の名称を記載してくだ  
 さい。  
 漢字、ひらがなでの記入も  
 可能です。

所有者コード		所有者名 尾道〇〇工業(株)																
※		1枚のうち 1枚目																
※ 入力方法	行番号	① 資産の種類	※② 資産コード	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月			⑥ 取得価額		⑦ 耐用年数	⑧ 減価残存率	⑨ 価額		※⑩ 課税標準の特例率	※⑪ 課税標準額	⑫ 増加事由	⑬ 摘要
						年号	年	月	千億	百万			千	円				
	01	2		ホイスト 4.8T	2	R	4	06	8	000	000	9					1-2 3-4	
	02	2		大型旋盤	1	R	3	06	20	000	000	9					1-2 3-4	申告漏れ
	03	5		フォークリフト (中古)	1	R	4	06	900	000		2					1-2 3-4	
	04	6		パソコン	3	R	4	07	525	000		4					1-2 3-4	
	05	6		コピー FKS2400	1	H	26	06	750	000		5					1-2 3-4	R4.6 福山工場 より移設
	06	6		応接セット	1	R	4	10	250	000		8					1-2 3-4	
	07	6		48型液晶テレビ	1	H	26	12	480	000		5					1-2 3-4	申告漏れ
	08																1-2 3-4	
	09																1-2 3-4	
	10																1-2 3-4	
	11																1-2 3-4	
	12																1-2 3-4	
	13																1-2 3-4	
	14																1-2 3-4	
	15																1-2 3-4	
	16																1-2 3-4	
	17																1-2 3-4	
	18																1-2 3-4	
	19																1-2 3-4	
	20																1-2 3-4	
小 計					10				30	905	000							

(記入しないでください)

(記入しないでください)

(記入しないでください)

(記入しないでください)

⑫ 増加事由  
 該当する事項を○で囲んでく  
 ださい。  
 1. 新品取得  
 2. 中古品取得  
 3. 移動による受入れ  
 4. その他

⑬ 摘 要  
 その他次のような事項を記載  
 してください。  
 ・ 課税標準の特例等を受ける資  
 産については、その適用条項  
 (例：特例 法 349 の 3 ⑤)  
 ・ 増加償却を行っている資産に  
 ついては、その旨の表示  
 ・ その他必要事項

○記載する必要はありません。  
 ※ただし、電算処理により「全資産申告」を行う場合は、減価残存率、価額、  
 課税標準の特例、課税標準額の欄に記載する必要があります。

### 3. 種類別明細書(減少資産用)《オレンジ色》記入方法

この明細書の作成については、同封している「償却資産一覧表」を参考に記載してください。  
また、「償却資産一覧表」に減少資産と修正をまとめて記載し提出していただくことも可能です。

#### ⑥ 取得価額

減少した資産の取得価額を記載してください。  
(資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。)

減少した資産について、  
①～⑦は、償却資産一覧表に表示されているとおりに記載してください。

申告の年度を記載してください。

令和 5 年度

### 種類別明細書(減少資産用)

注意 ① 資産の種類・抹消(資産)コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数は必ず記入してください。  
② 「減少の事由及び区分」の欄は、1.売却、2.滅失、3.移動、4.その他 及び 1.全部、2.一部 のそれぞれいずれかに○印を付けてください。

#### ⑧ 減少の事由及び区分

該当するものを○で囲んでください。

所有者名及び枚数を記載してください。

申告書の右肩にある所有者コードを記載してください。

② 抹消コード  
「償却資産一覧表」に表示されている資産コードを記載してください。

※ 入力方法	行番号	① 資産の種類	② 抹消コード	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月			⑥ 取得価額 (円)	⑦ 耐用年数	申告年度	⑧ 減少の事由及び区分		⑨ 摘要
						年号	年	月				1. 売却 3. 移動	2. 滅失 4. その他	
	01	2	4	ホイス ト 2.8T	1	H	10	10	3 000 000	10		1・②・3・4	①・2	
	02	2	5	ホイス ト 4.8T	1	H	11	12	4 500 000	10		1・2・③・4	①・2	R4.6 福山工場へ移設
※ (記入しないでください)	03	6	25	応接セット	1	H	11	04	300 000	8		1・②・3・4	①・2	
	04	6	33	コピー FKS1600	1	H	12	04	800 000	5		1・②・3・4	①・2	
	05	6	38	パソコン NFD1000	3	H	15	10	600 000	4		1・②・3・4	1・②	800,000円(4台)のうち、 600,000円(3台)の減少
	06											1・2・3・4	1・2	
	07											1・2・3・4	1・2	
	08											1・2・3・4	1・2	
	09											1・2・3・4	1・2	

#### ⑨ 摘要

当該資産が減少した事由について次のことを記載してください。  
事由  
1.売却…売却先の名称  
3.移動…受入先  
4.その他…その事由  
  
減少区分が「2.一部」に該当する場合は、例のように記載してください。  
例)800,000円(4台)のうち、  
600,000円(3台)の減少

### 4. 資産内容の修正について(誤申告のあった資産)

修正は同封している「償却資産一覧表」を用いてください。提出される場合は、お手数ですが控用にコピーをしておいてください。

令和 5 年度

広島県尾道市 P.1

所有者コード		償却資産一覧表										所有者氏名		
行番号	※ 資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例	課税標準額	摘要
														1枚のうち
														1枚 目
01	1	000000001	アスファルト舗装	1	H	10	12	1,600,000	10	10	耐用年数修正			
02	1	000000002	ネットフェンス	1	H	10	12	400,000	10	H11.1	名称、取得年月修正			
03			構築物合計	2				2,000,000						
04	2	000000010	受変電設備(キュービクル)	1	H	15	12	3,000,000	9	10	省令改正による			
05	2	000000011	天井走行クレーン	1	H	15	12	16,300,000	9	10	"			
06	2	000000012	CO2溶接機	1	H	16	1	700,000	9	10	名称修正、"			
08	2	000000020	フォークリフト	1	H	18	10	5,250,000	4	10	種類、金額修正			
09	5		機械、装置合計	4				20,000,000		10				
10	6	000000040	エアコン	3	H	16	4	270,000	6					
11	6	000000042	パソコン	2	H	17	1	368,000	4	10	数量修正 耐用年数修正			

修正部分を二重線等で抹消し、  
その上や横の空白部分に朱書きで訂正してください。

空欄に修正項目を記載してください。

※耐用年数省令の改正に伴う修正について

平成20年4月30日公布の減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令(改正耐用年数省令)に応じて修正された資産には「省令改正による」と記載してください。

## 2 償却資産とは

### (1) 償却資産とは（申告の対象となる資産）

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（これに類する資産で法人税（所得税）を課されない者が所有するものを含む。）

例えば、会社や個人で工場や商店などの経営を行っている方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方がその事業のために用いている構築物・機械・器具備品等が対象となります。

### (2) 申告の対象となる資産（具体例は P.12 ～ P.15）

毎年1月1日現在、本市に所有している事業の用に供することのできる資産で、次に該当するものについて申告してください。

- ① 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- ② 建設仮勘定として経理されている資産であっても、1月1日現在にその全部又は一部が完成し、その部分が事業の用に供することのできる資産
- ③ 簿外資産として取り扱われている資産であっても、事業の用に供することのできる状態にあるもの
- ④ 償却済資産（帳簿上は備忘価額（1円）となっている資産）であっても、その資産が事業の用に供することができる状態にあるもの  
この場合、固定資産評価額は、取得価額の5/100となります。

● 次の資産についても、申告の対象となりますのでご注意ください。

#### ア 少額資産

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満であっても、資産として計上され、個別償却しているもの。（P.11【参考】※1）

#### イ 法人税法、所得税法で減価償却を行っていない資産

赤字決算等のため、減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能なもの。

#### ウ 遊休資産及び未稼働資産

一時的に活動を停止している、いわゆる「遊休資産」であっても単に市場の景気変動、転用見込み、改造予定等（修理のため工場に入っている資産を含む）のため短期間稼働を中止しているものや、構築物及び機械装置が完成してもまだ稼働していない等、いわゆる「未稼働資産」であっても、1月1日現在において事業の用に供する目的をもって保有され、かつ、事業の用に供することができる（使用できる）状態にあるもの。

#### エ 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車

自動車税及び軽自動車税の課税対象となっていない道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車。

#### オ 資本的収支としての改良費

改良費、修理費等のうち資本的支出として資産に計上した場合は、1個の資産として申告の対象となります。

※ 評価基準においては、本体部と区別して、それぞれの改良部分ごとに評価するものとされています。

「事業の用に供する」とは…

所有者が、自己の営む事業のために使用（利用）すること。（事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。）

また、直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・寮等）の構築物や器具備品等も償却資産として課税の対象となります。

#### カ 割賦販売により購入した資産

割賦で購入し割賦が終わるまで売主に所有権が保留されているもの。この場合は、原則として買主が申告してください。

#### キ 借用資産

借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様のもの。この場合は、原則として借主が申告してください。

#### ク 貸付資産

資産の所有者が他の者に貸し付けて、その貸付先で事業の用に供されているもの。この場合は所有者（貸主）が申告してください。

※ 貸付人が貸付業を営んでいるときは、貸し付けられた資産が貸付先で事業の用に供されていると否とを問わず対象となりますので、貸付業を営んでいる方が申告してください。

#### ケ 借用建物に施工した内装・造作

建物所有者から賃借している建物に取り付け、「建物」「建物附属設備」勘定で経理されているもの。（地方税法第343条第10項、地方税法施行規則第10条の2の15）  
（P.14（5）建築設備における家屋と償却資産の区分 参照）

#### コ 清算中の法人の所有する資産

清算中の法人で、清算業務のために使用し、あるいは他の事業者へ貸し付けられているもの。

#### サ 装飾目的のみに使用されている書画骨とう等

書画骨とうの複製のようなもので単に装飾目的に使用されているもの。

#### シ 観賞用、興行用の牛、馬、果樹その他の生物

法人税法施行令第13条（減価償却の範囲）第9号又は所得税法施行令第6条第9号に掲げる牛、馬、果樹その他の生物は償却資産に該当しませんが、器具又は備品に該当する観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は対象となります。

#### ス 即時償却した資産

租税特別措置法の規定を適用して即時償却した資産についても、固定資産税では償却資産の対象となります。（P.11【参考】※2）

（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか）

例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

※ <<固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度の関係について>>

企業の事業年度の末日（決算日）が賦課期日（1月1日）と異なる場合、事業年度の末日（決算）以降、賦課期日までに資産の増減があったときは、それらの資産についても申告漏れのないようご注意ください。



### (3) 申告の対象とならない資産

- ① 牛、馬、果樹その他の生物（器具又は備品に該当する観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は除く）
- ② 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、パソコンソフトなど）
- ③ 繰延資産
- ④ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの
- ⑤ 書画骨とうのように、時の経過によりその価値が減少しない資産
- ⑥ 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、3年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）（P.11【参考】※3）  
（法人税法施行令第133条の2第1項 又は 所得税法施行令第139条第1項）
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金（必要な経費）に算入したもの（P.11【参考】※4）  
（法人税法施行令第133条 又は 所得税法施行令第138条）
- ⑧ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定のリース資産で取得価額が20万円未満のもの

※ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別償却しているものは申告の対象となります。

#### 【参考】償却方法と取得価額による申告対象の一覧

○=申告が必要 ×=申告は不要

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却 ※1	○	○	○	○
中小企業特例 ※2	○(注)	○	○	
3年一括償却 ※3	×	×		
一時損金算入 ※4	×			

(注) 取得価額が10万円未満で中小企業の特例を適用できる資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみとなります。



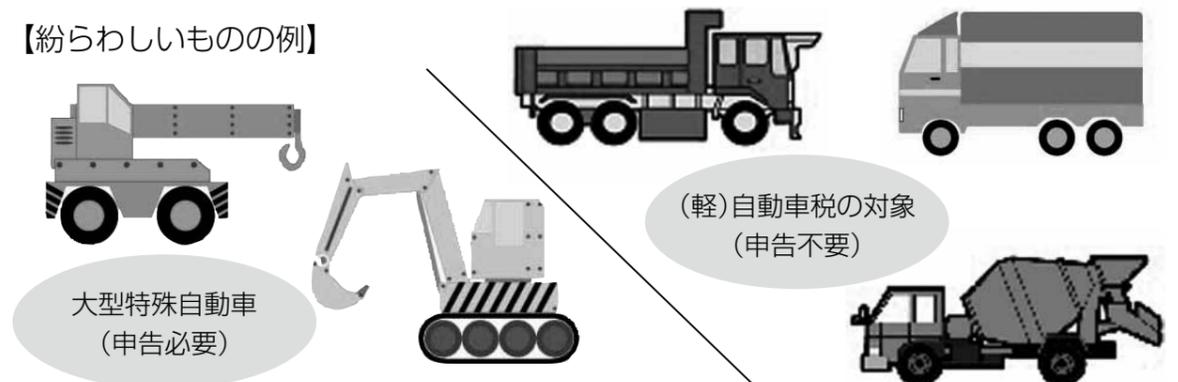
### (4) 償却資産の種類と具体例

償却資産は次の6種類に分かれています。

資産の種類別に主なものを例示しますと、次のようなものです。

資産の種類	主なもの
1 構築物	橋、軌道、貯水池、煙突、水槽、舗装路面（駐車場舗装、構内舗装）、側溝、井戸、広告・宣伝塔、門、塀、フェンス、独立したキャノピー、庭園、緑化施設その他土地に定着する土木設備または工作物
	建物附属設備 建築設備のうち償却資産に該当するもの〔P.14～P.15参照〕 建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるものは除く） ※家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの 賃借人（テナント）等がその借用建物に施工した内装・造作等
2 機械及び装置	クレーン、冷凍機、受電設備、変電設備、発電機設備（太陽光を含む）、蓄電池設備、印刷機械、クリーニング設備、木工機器、旋盤・溶接機等の製品製造機械、食品製造加工設備、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械及び設備、化学機械・装置、土木・建設機械等各種産業用機械、原動機・ポンプ類等の汎用機械、燃焼装置、運搬設備（コンベアー、捲上機、起重機等）、機械式駐車設備、その他の機械装置等やその設置にかかる付帯費
3 船舶	一般船舶、貨物船、漁船、はしけ、ヨット、ボート、モーターボート等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5 車両及び運搬具	鉄道車両、トロッキ、フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）、荷車、構内運搬車（手押車・動力運搬車等）等 （ただし、自動車税、軽自動車税の課税の対象となるものは除く）
6 工具・器具及び備品	切削工具、打抜工具、測定工具、検査工具、電気・ガス機器、試験機器、電話・通信設備、音響機器、放送機器、理容・美容機器、医療機器、厨房用品、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、レジスター、陳列ケース等、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、ルームエアコン、各種自動販売機、パソコン、プリンタ、サーバー、コピー機、ネオンサイン、カラオケ機器、貸衣装・貸植木等、カーテン・ブラインド等

#### 【紛らわしいものの例】



業種別に資産の主なものを例示しますと次のようなものです。

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン(壁掛型)、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン)、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN設備、門、塀、外構、外灯、庭園、緑化施設、受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備等
製造業	金属製品製造設備(旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、金型等)、木製品製造設備(帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等)、食品製造加工設備(厨房設備、窯、オーブン、あん練機、ミキサー、包装機等)、貯水設備、梱包機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)その他大型特殊自動車、発電機等
輸送、運搬業	一般船舶、貨物船、飛行機、ヘリコプター、荷車、構内運搬車、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、玉替機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備、接客用家具等
ホテル・旅館	ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、テレビ、ベッド、カーテン、応接セット等
料理飲食店業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄機、製氷器、ボイラー、テレビ、放送設備、カラオケ機器、接客用家具等
小売業	陳列台・陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)、日よけ、冷蔵庫、冷凍庫、接客用家具等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(ベッド、手術台、手術機器、X線装置、脳波測定器、心電計、CTスキャン、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
駐車場業	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
自動車整備業 ガソリンスタンド	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、テスター、充電器、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、照明設備、洗車機、ガソリン計量器、独立キャンピー、防壁、地下タンク等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、機械設備(太陽光発電設備等)、エアコン、家具等
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装等

## (5) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって効用を高める設備)が取付けられています。固定資産税においてはこれらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

- 家屋と設備等の所有者が同じ場合: つぎの表で例示しているように、家屋と償却資産を区分して評価していますが、「家屋に含めるもの」でも独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。
- 家屋と設備等の所有者が異なる場合: 賃借人(テナント)等が貸しビル、貸し店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、つぎの表で例示している「家屋に含めるもの」に記載された設備も含めて、平成16年4月以降取得したものは償却資産として取り扱います(地方税法第343条第10項、尾道市税条例第43条第8項)。

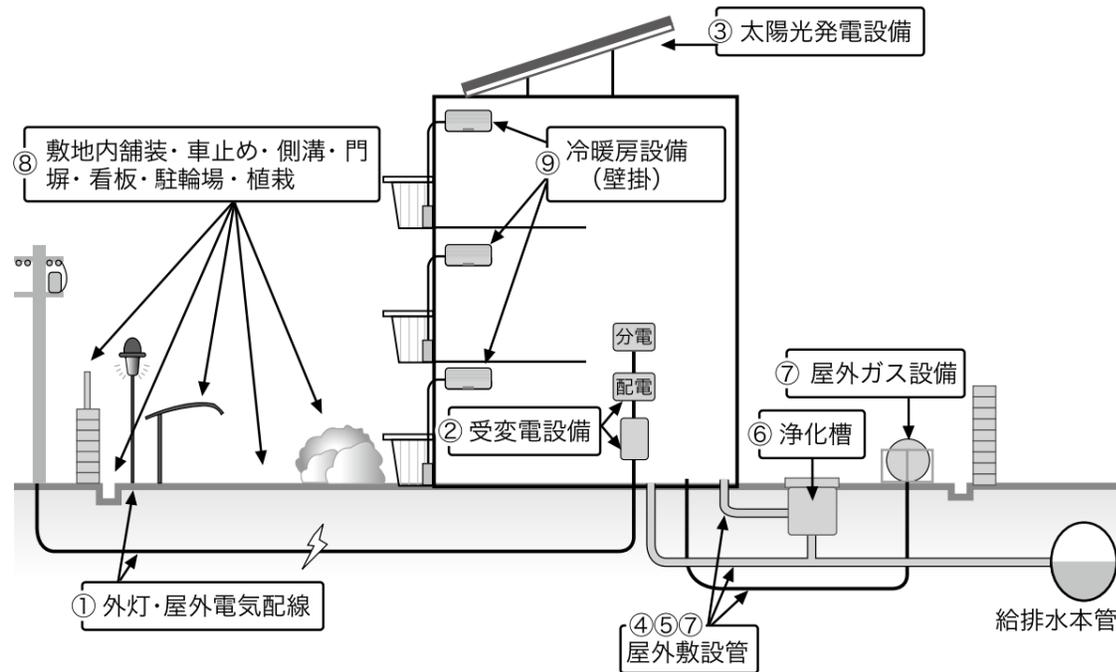
家屋と償却資産の区分表(家屋と設備等の所有者が同じ場合の例示)

施設の種類の	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作		天井仕上、床仕上、壁仕上、店舗造作等工事一式
受・変電設備 予備電源設備	受変電設備一式、配電盤 自家用発電設備、無停電電源装置 (配線等を含む)	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左以外の設備
電灯照明設備	投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明 設備	屋内照明設備、配電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	左以外の設備(配線等)
インターホン設備 I TV設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器 具類、受像機(テレビ)、カメラ	左以外の設備(配線等)
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	左以外の設備(配線等)
火災報知設備	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器、避難器具	消火栓設備、 スプリンクラー設備等
中央監視制御装置	制御装置(配線を含む)	
衛生設備、換気設備、 避雷設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右以外の設備	家屋の下にあり基礎と一体となっ ている設備
給湯設備	局所式給湯設備 (ユニットバス用給湯器を除く)	中央式給湯設備 ユニットバス用給湯器
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配管を含む)、屋外設備、 引込工事	左以外の設備
冷暖房設備	ルームエアーコンディショナー(壁掛型)、特定の生産 又は業務用設備	左以外の設備
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる(百貨店、ホテル、旅館、飲食店、 病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、生産ライン用リフト	エレベーター、リフト、 エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	取付支柱が床から天井まで達する程 度のもの
その他の設備等	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、P OSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看 板、衝立、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、メ ールボックス、カーテン、ブラインド等、スチール製物置(基 礎のない建物)	スチール製の物置等で基礎をして土地 に固定してあるもの(ひとつの建物と して評価します。)
外構工事等	舗装工事、植栽工事、側溝工事、門扉、塀、 フェンス工事等	

注1 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。  
注2 区分が困難な場合は、資産税課家屋係償却資産担当にお問い合わせください。

～賃貸住宅・社屋・工場における償却資産の例（図解：主なもの）～

※ → における項目は基本的に家屋としてではなく、償却資産としての固定資産課税対象になります。



該当物件の工事見積明細書・工事内訳明細書の中の以下の項目が主に申告の対象となります。

名称	項目	項目詳細	金額	図解	区分
建築本体		建物			家屋
建築付帯工事	電気設備工事	屋内電気設備工事			家屋
		屋外電気設備工事	¥ (対象)	①	償却
		受変電設備工事	¥ (対象)	②	償却
		太陽光発電設備工事	¥ (対象)	③	償却
	給排水衛生設備工事	屋内給排水設備工事			家屋
		屋外給排水設備工事	¥ (対象)	④	償却
		給排水本管取出工事	¥ (対象)	⑤	償却
		浄化槽(基礎一体は家屋)	¥ (対象)	⑥	償却
ガス設備工事	屋内ガス設備工事			家屋	
	屋外ガス設備工事	¥ (対象)	⑦	償却	
その他	外構工事		¥ (対象)	⑧	償却
	冷暖房等設備	ルームエアコン(壁掛型)	¥ (対象)	⑨	償却

●申告に当たっての参考資料

1. 工事費見積書、内訳など（個別詳細は建設業者に確認してください。）
2. 個人の場合は、所得税の申告における減価償却費計算書や固定資産を管理している帳簿など
3. 法人の場合は、固定資産台帳、法人税申告書の別表16（2）、減価償却費明細書など

### 3 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年 (賦課期日制度)
減価償却の方法	建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制  [定率法選択の場合] ●平成24年4月1日以降の取得資産は「200%定率法」を適用 ●平成19年4月1日から平成24年3月31日までの取得資産は「250%定率法」を適用 ●平成19年3月31日までの取得資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は、定率法  ※ 国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度有り	制度無し
特別償却、割増償却の制度(租税特別措置法)	制度有り	制度無し
増加償却の制度(所得税、法人税)	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

※ 固定資産税の取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

●短縮耐用年数の承認を受けた資産について

法人税法施行令第57条（所得税法施行令第130条）の規定による短縮耐用年数の承認を受けた資産がある場合は、国税局長が承認した通知書（写）を申告書に添付してください。

●増加償却を適用した資産について

法人税法施行令第60条（所得税法施行令第133条）の規定による増加資産の適用を受けるよう税務署長に届け出た場合は、その届出書(写)を申告書に添付してください。

●陳腐化資産の一時償却を適用した資産について

旧法人税法施行令第60条の2（旧所得税法施行令第133条の2）の規定による陳腐化資産の一時償却の承認を受けた資産がある場合は、国税局長が承認した通知書(写)を申告書に添付してください。

## 4 償却資産の評価方法

### (1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた償却資産について、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定められた減価率（国税の「旧定率法」で使用される償却率と同じ）を用いて、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。（P.18 参照）

### (2) 価格の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づき、「(1) 評価額の算出方法」により算定された評価額で決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

### (3) 課税標準

課税標準は、賦課期日現在の償却資産の価格（評価額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、適用後の額が課税標準額になります。課税標準の特例については、P.19「5(2) 課税標準の特例の適用を受ける資産について」をご覧ください。

### (4) 税率及び税額の算出方法

税額は、土地、家屋、償却資産の項目ごとに課税標準額を計算し、それらを合算したものに端数処理（千円未満切捨）を行って得た額に、税率を乗じて税額を算出します。

$$\text{◎ 税額 (100円未満切捨)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切捨)} \times \text{税率 (1.4 / 100)}$$

### (5) 免税点

償却資産の課税標準となるべき額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対しては課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

### (6) 課税台帳の縦覧・閲覧

償却資産については、申告制度のため縦覧の対象とはなっていません。

なお、自己の償却資産に係る課税内容の確認については、固定資産課税台帳（償却資産台帳）を資産税課において閲覧できます。

1件につき300円（ただし、土地、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中は無料）

## 《評価額の計算式》

### 評価額

- 前年中に取得された償却資産  

$$\text{価格 (評価額)} = \text{取得価額} \times (1 - r / 2) \quad r \cdots \text{耐用年数に応ずる旧定率法による減価率}$$
- 前年前に取得された償却資産  

$$\text{価格 (評価額)} = \text{前年度の評価額} \times (1 - r)$$

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

※ 固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。

【例】 R4年中に耐用年数が9年の機械装置を100万円（取得価額の5%は50,000円）で取得したとすると…

$$\text{R5年度 評価額} : 1,000,000 \times 0.887 = 887,000 \text{円}$$

$$\text{R6年度 評価額} : 887,000 \times 0.774 = 686,538 \text{円}$$

$$\text{R7年度 評価額} : 686,538 \times 0.774 = 531,380 \text{円}$$

$$\text{R●●年度 評価額} : 52,974 \times 0.774 = 41,001 \text{円} < 50,000 \text{円}$$

（取得価額の5%を下回るので、この年度以降の評価額は50,000円となります。）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.95	0.901	41	0.055	0.972	0.945
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	42	0.053	0.973	0.947
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	43	0.052	0.974	0.948
6	0.319	0.84	0.681	25	0.088	0.956	0.912	44	0.051	0.974	0.949
7	0.28	0.86	0.72	26	0.085	0.957	0.915	45	0.05	0.975	0.95
8	0.25	0.875	0.75	27	0.082	0.959	0.918	46	0.049	0.975	0.951
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.96	0.921	47	0.048	0.976	0.952
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	48	0.047	0.976	0.953
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	49	0.046	0.977	0.954
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	51	0.044	0.978	0.956
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	52	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	53	0.043	0.978	0.957
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	54	0.042	0.979	0.958
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	55	0.041	0.979	0.959
18	0.12	0.94	0.88	37	0.06	0.97	0.94	56	0.04	0.98	0.96
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.97	0.941	57	0.04	0.98	0.96
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	58	0.039	0.98	0.961

※ 1-r/2 で表示している減価残存率は、固定資産評価基準による評価計算をするときに使用するものです。

## 5 非課税・課税標準の特例等

### (1) 非課税該当資産について

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。(固定資産非課税申告書、非課税内容に係る資料)

### (2) 課税標準の特例の適用を受ける資産について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例の適用を受ける資産については、種類別明細書の摘要欄に地方税法適用条項を記載してください。また、最初の適用年度には特例の適用が確認できる書類を添付してください。

主なものは次表のとおりですが、ここに記載されていないもの及び詳細については、同法をご覧ください。(特例資産は、各項目のうち政令又は総務省令に定められたものに限ります。)

適用条項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	添付書類	
法第349条の3	第5項	内航船舶(ただし、専ら遊覧の用に供するもの、快遊船、遊漁船、モーターボート競走の用に供するモーターボートは含まない。)	—	—	1/2	船舶検査証(写)等
	第6項	離島航路整備法に規定する離島航路事業が用いる離島航路事業用内航船舶	—	—	1/6	
法附則第15条第2項	第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設や指定地域特定施設を設置する工場・事業場の污水又は廃液の処理施設	R4.4.1 ～ R6.3.31	—	※1/2	特定施設設置届出書(写)等
	第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設	R4.4.1 ～ R6.3.31	—	1/2	
	第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場	R4.4.1 ～ R6.3.31	—	2/3	
	第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設)	R4.4.1 ～ R6.3.31	—	1/2	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設(上記以外)	R4.4.1 ～ R6.3.31	—	1/3	
第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	R4.4.1 ～ R6.3.31	—	※4/5		
法附則第64条	中小事業者等が「先端設備等導入計画」の認定を受けて新規取得した一定の設備	R3.4.1 ～ R5.3.31	3年度	※0 (課さない)	認定を受けた先端設備等導入計画(写)、先端設備導入計画に係る認定証(写)、工業会の証明書(写)等	

地方税法より抜粋(税法等の改正により、変わる場合があります。)

平成24年度地方税法改正により、一部の特例について地方自治体の条例により特例割合を定めること(わがまち特例)とされました。

※については、尾道市税条例で定めた特例割合となっています。

## 《 Q & A ～よくいただくお問い合わせ～ 》

### Q.1

確定申告時に減価償却計算しているのに、償却資産として課税されるのは、二重課税と  
なるのではないかと?

### A.1

二重課税とはなりません。

確定申告(国税:所得税)において減価償却計算するのは、減価償却費を経費として計上するためのもので、所得税法上、有利にできる措置です。しかしその一方で、地方税である固定資産税(償却資産)が課せられることとなります。

なお、現実に減価償却費を経費に算入しない場合であっても、本来、経費に算入すべき性格のものであれば、償却資産の対象となります。

税金の性質上、所得税は国税で、この固定資産税(償却資産)は地方税であって、課税の仕組みや課税主体が異なっていますので、確定申告とは別に申告が必要となります。

### Q.2

アパートは家屋で課税されているのに、さらに償却資産が課せられるのはなぜか?  
また、入居者用の駐車場設備(アスファルト等)も土地で課税されているのではないかと?

### A.2

固定資産税での家屋とは、「土地に定着して建造され、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎうる外界から遮断した一定の空間を有するもの」であって、建物の外(いわゆる屋外)の塀、フェンスや壁のない駐輪場、ごみ置場、屋外の電気・給排水・ガス設備等は家屋の評価に含まれていません。

また、土地については埋立て、地盛り、地ならし等の税務会計処理で土地の取得価額に含めることができるものは償却資産の対象とはなりません。土地の取得価額に含めることができないアスファルト舗装等は構築物として償却資産の対象となります。(P.15 参照)

### Q.3

確定申告の減価償却費は、建物として一括で経費計上しているが、償却資産はどのように申告をしたらよいかと?

### A.3

建物本体には、家屋として固定資産税が課税されていますので、家屋に含まれない屋外設備や外構等を建物総額の中から分けて、申告していただくようになります。(P.15 参照)

#### Q.4

耐用年数が経過し、減価償却計算がすでに終わったものであっても、償却資産の対象となるのか？

#### A.4

法人税法・所得税法において、減価償却が終わって帳簿上は残存価額のみが計上されている償却済資産についても、事業の用に供することができる状態である限りは固定資産税上（償却資産）一定の価値が残されているので対象となります。

（一定の価値＝取得価額の5％）

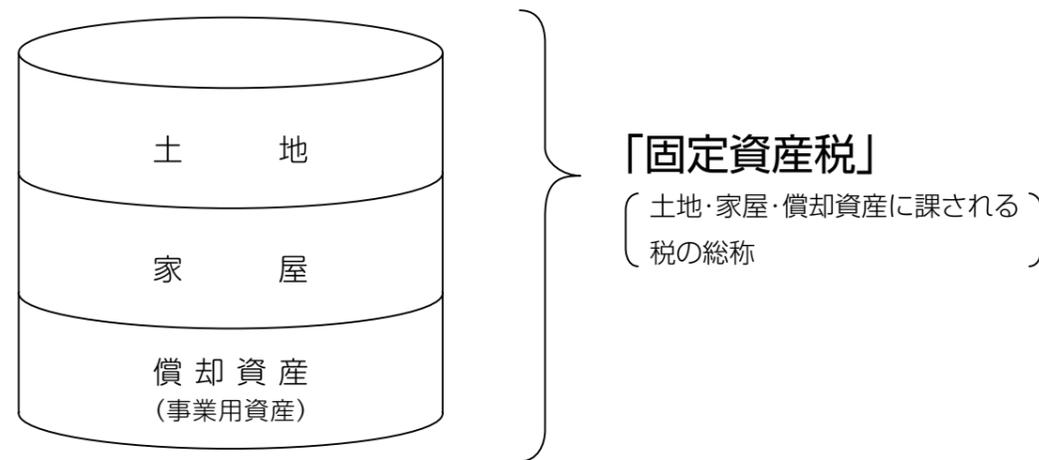
また、実際には稼動していない資産であっても、帳簿上計上されている資産は、事業の用に供することができる状態であり、一定の価値が残っていると判断されれば対象となります。

#### Q.5

そもそも、償却資産とは何か？

今まで申告書類が送られてこなかったのに、送られてきた。提出しなければならないのか？

#### A.5



償却資産の取得については、土地や家屋のように不動産登記等によってその所有者を明らかにする方法がありません。

償却資産については、申告制度をとっており、申告はあくまでも所有者が自ら行っていたかなければなりません。（地方税法第383条：償却資産の申告）

#### Q.6

太陽光発電設備を設置すると、固定資産税の課税の対象になるのか？

#### A.6

平成24年7月から、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定の調達期間・調達価格で買い取ることを義務付けた「固定価格買取制度」が導入されました。

遊休地や家屋の屋上スペース・屋根等に太陽光発電設備を設置した場合も、償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

固定資産税における太陽光発電設備の取り扱いについては、次のとおりです。

#### 用途別の課税区分

※ 売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年になります。

	10kw未満の太陽光発電設備	10kw以上の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	○課税対象とならない 個人利用を主な目的としていると判断し、事業用資産とはみなしません。	○課税対象となる 売電して収益を得ることを目的としていると判断し、事業用資産とみなします。
個人 (事業用)	○課税対象となる 自らが居住している住宅以外(例:賃貸住宅、発電施設用の土地)に太陽光発電設備を設置した場合は、事業用資産になり、発電出力、売電収入の有無にかかわらず、課税対象となります。	
法人	○課税対象となる 事業用資産になり、発電出力、売電収入の有無にかかわらず、課税対象となります。また、発電した電気全量を自らの事業のために使用し、売電しない場合でも本来事業の付随業務用の資産として課税対象となります。	

※一般的な区分であり、必ずしもこの表によらない場合があります。

#### 設置方法による課税区分

太陽光パネル設置方法	家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	架台に載せて屋根に設置	家屋以外の場所(構築物など)に設置
太陽光パネル	家屋 建物と一体で評価され、家屋として固定資産税の対象となります。	償却資産 償却資産に該当します。 償却資産として申告が必要になります。	
架台			
接続ユニット			
パワーコンディショナー			
表示ユニット			
電力量計等			

※太陽光発電設備のほか、敷地を囲うフェンス等も含め、太陽光発電設備の設置に係る全ての資産が申告の対象となります。

裏へも Q&A つづきます。

## Q.7

大型特殊自動車と小型特殊自動車の違いは何か？

### A.7

特殊自動車は、車両の大きさや最高速度により、「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類され、それぞれ異なる税金が課されます。

また、特殊自動車の中で、以下の要件がいずれか1つでも該当するものは大型特殊自動車として償却資産の申告が必要です。

1. 長さが 4.7 m を超えている
2. 幅が 1.7 m を超えている
3. 高さが 2.8 m を超えている
4. 最高速度が 15km/h を超えている
5. 最高速度が 35km/h 以上の農耕作業用自動車

	税金	償却資産の申告
大型特殊自動車	固定資産税(償却資産)	必要
小型特殊自動車	軽自動車税	不要

なお、小型特殊自動車は償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象となります。詳しくは、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

#### ●軽自動車税に関する問い合わせ先

尾道市役所 市民税課

市民税係（軽自動車税）

TEL：0848-38-9213（8時30分～17時15分（平日））

申告書の提出先及び問い合わせ先

（郵送で提出する際、宛名用としてご利用ください。）

きりとり

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市企画財政部資産税課 家屋係 行

電話（0848）38-9164